

保育提供体制の強化 (職員配置基準の改善等)

1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

現状・課題等

○待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進む中で、質の確保・向上が求められている。保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案なども発生。保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進める必要

○令和6年度には、「こども未来戦略」（加速化プラン）に基づき、制度創設以来76年ぶりに、**4・5歳児の職員配置基準**について、**30対1から25対1への改善**を図ったところ（3歳児の職員配置基準もあわせて20対1から15対1へ改善）。4・5歳児、3歳児の職員配置の改善を進めるとともに、1歳児の職員配置基準の改善についても早期に進めることが求められる

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30 : 1	25 : 1

○保育所等の職場環境の改善のため、保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進しているところ、テクノロジーの活用や保育士以外の人材の活躍も含めて保育所等の体制を考えていくことが重要

○なお、職員配置基準については、真に必要な配置基準はどうあるべきか、科学的検証が必要との指摘があり、検証の手法やエビデンスに関する知見の収集など、研究を進める必要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の安全性と質を確保・向上させるため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育提供体制の強化を進める



✓対応のポイント

- 加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施
- エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討

【4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進】

○加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」として、経過措置の取扱いを検討

【1歳児の職員配置の改善】

○保育人材の確保等も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に改善を進める

【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】

○職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】



○保育士等の配置改善により保育の質の確保・向上、保育士等の業務負担の軽減を実現する

【4歳以上児配置改善加算等の取得施設の割合の増加（令和8年度）】

1歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う

令和7年度予算等における対応

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所

（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算区分1～3の全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている※1
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上※2

- ※1 ①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している
- ※2 処遇改善等加算区分1の「職員1人当たりの平均経験年数」と同様の計算による年数

3歳児、4・5歳児の配置改善の状況

- 調査は全ての幼稚園・保育所・認定こども園を対象として全国の市区町村を通じて実施。令和6年7月1日及び3月1日時点の配置改善の状況等について、有効回答のあった約3万施設の状況についてとりまとめたもの。（自治体数ベースでの回収率約100%）
- 7月1日時点の配置改善の実施状況は、3歳児は全体で96.2%、4・5歳児は全体で94.4%の実施率。
- 3月1日から7月1日の推移を見ると、3歳児は1.9ポイント上昇（94.3%→96.2%）。4・5歳児は3.7ポイント上昇（90.7%→94.4%）。
- 施設種別では3歳児は認定こども園、4・5歳児は幼稚園が最も高く、公私別では3歳児は私立施設、4・5歳児は公立施設の方が高かった。
- 未実施施設の今後の改善見込みについては、約6割～約8割が「未定」と回答しており、人材確保が課題と考えられる。

3歳児15：1を満たしている施設の割合

【7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	90.8%	93.3%	94.0%	93.1%
私立	97.2%	97.1%	97.8%	97.4%
全体	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%

【（参考）3月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	89.8%	91.9%	88.5%	91.0%
私立	92.1%	95.6%	95.9%	95.5%
全体	91.0%	94.5%	94.8%	94.3%

【未実施施設の今後の改善見込み施設数（割合）】

	今年度内	7年度以降	未定
公立	1（0.2%）	245（39.2%）	353（56.5%）
私立	54（8.5%）	99（15.5%）	462（72.3%）
全体	55（4.4%）	344（27.2%）	815（64.5%）

※未実施施設の合計が100%にならないのは一部不明の回答があったことによる。

4・5歳児25：1を満たしている施設の割合

【7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	96.2%	94.0%	95.9%	94.7%
私立	94.7%	94.0%	94.7%	94.3%
全体	95.5%	94.0%	94.9%	94.4%

【（参考）3月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	95.3%	92.0%	92.6%	92.7%
私立	91.5%	89.1%	91.2%	90.0%
全体	93.4%	90.0%	91.4%	90.7%

【未実施施設の今後の改善見込み施設数（割合）】

	今年度内	7年度以降	未定
公立	2（0.4%）	189（38.3%）	299（60.6%）
私立	83（5.9%）	174（12.5%）	1,113（79.7%）
全体	85（4.5%）	363（19.2%）	1,412（74.7%）

※未実施施設の合計が100%にならないのは一部不明の回答があったことによる。

保育士配置基準の変遷

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 ・ 5 歳
1948～1951 (S23～26)	1 0 : 1	1 0 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1952～1961 (S27～36)	1 0 : 1	1 0 : 1	3 0 : 1 (1 0 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
中央児童福祉審議会の 意見具申 (1962,S37)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
1962 ・ 1963 (S37 ・ 38)	1 0 : 1 (9 : 1)	1 0 : 1 (9 : 1)	1 0 : 1 (9 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
1964 (S39)	8 : 1	8 : 1	9 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1965 (S40)	8 : 1	8 : 1	8 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1966 (S41)	8 : 1 (7 : 1)	8 : 1 (7 : 1)	8 : 1 (7 : 1)	3 0 : 1	3 0 : 1
1967 (S42)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	3 0 : 1	3 0 : 1
1968 (S43)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	3 0 : 1 (2 5 : 1)	3 0 : 1
中央児童福祉審議会の 意見具申 (1968,S43)	3 : 1	—	—	—	—
1969～1997 (S44～H9)	6 : 1 (3 : 1)	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
1998～2014 (H10～26)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1	3 0 : 1
社会保障と税の一体改革 (2012,H24)	—	5 : 1	—	1 5 : 1	2 5 : 1
2015～2023 (H27～R5)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	2 0 : 1 (1 5 : 1)	3 0 : 1
2024 (R6)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	1 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない	2 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない
2025～ (R7～)	3 : 1	6 : 1 (5 : 1)	6 : 1	1 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない	2 5 : 1 (※) 加算措置とともに、 経過措置として当分の間は従前 の基準による運営を妨げない

※1.配置基準は、最低基準による。

2. () 内は、公定価格上 (運営費上) あるいは他の補助金による配置基準等である。

3. 1 歳児については、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める。